

合いをしながら、ひとつ金武町との交流に結びつけていただきたいなということをお願いを申し上げたいと思いますが、市長から一言お願いします。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。安部議員の関連質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、もう20年来の、しかも住民同士の交流でありますから、そういった意味では非常に深いきずなが両地区であるということで、私どもも市全体として金武町と交流するかどうかということについては、もう少し検討していかなきゃいけなかったんじゃないかなと思います。

ただ、やっぱりなかなか遠くて2年前でしょうか、3年前かな。20周年で、伊佐沢地区の方もあんまり行けないんだそうです、やっぱり旅費がかかるということで。1人当たり3万円ぐらいのたしか補助をさせてもらって、10人分ぐらいは子供たちの旅費を支援して終わったんですが、一方で金武町は財政的にも非常に豊かで、もう1回いらっしゃるときに20人、30人とほとんど地区の経費の負担で来れるということで、ちょっとなかなかハンディがあるのかなというふうに私は思っておりました。伊佐沢地区のほうで市のほうにぜひ姉妹都市とかあるいは友好都市とか、そういう交流をとというような働きかけも特にございませんでしたので、そこまでは検討してなかったんですけども、ぜひ蒲生議員、それから安部議員初め、フォーラムの皆様のご提言でありますので、ぜひ伊佐沢地区と相談しながら今後検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 14番、安部 隆議員。

○**14番 安部 隆議員** ありがとうございます。ことしが23年ですから、2年後は25周年という節目でありますので、その辺にあわせてひとつ

うまく交流が進んでいきますように、ひとつ努力をしていただきたいなというふうなことを申し上げまして、1分残っておりますが、以上でフォーラムの質問を終わりたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 次に、政党代表質問を行います。

## 今泉春江議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位4番、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。日本共産党を代表し、内谷市長に3つの質問をいたします。質問時間の制限がありますので、的確、簡潔にお答えください。

まず、第1はみずはの郷宅地分譲にかかわる問題についてです。

この問題は昨年9月議会で安部 隆議員が取り上げ、問題が明らかになりました。そしてこの問題を重く見た今泉義憲氏が市民からの強い要請もあつて、地方自治法第242条に基づき、市民の権利として市監査委員に住民監査請求を行いました。その内容は、宅地分譲に当たり、特定の県宅建業協会会長井に所属する17人の宅建業者に違法、不当な手数料926万円を支払い、市に損失を与えたとし、市長にその弁済を求めたものであります。

ところが、市監査委員はこの請求には理由がないとし、棄却しました。今泉氏はこの判定が余りにも………不公正なもので………、2月22日、山形地裁に市の手数料違法支払いの弁償を市長に求める住民訴訟を起しました。この問題は法的に違法をただすとともに、長井市の市政問題として政治の面からも徹底的に解明されなければなりません。

そこで市長に伺います。その1つは、そもそ

も市と宅建業者との間で宅地販売について販売契約、売買契約がなされていないという問題です。市は宅建業法の適用を受けません。しかし、宅建業者は適用を受けます。宅建業者が宅地・建物を売買するには、まず第一に売り主との間にその宅地・建物を媒介で販売するのか、代理で販売するのかを明確にし、書面で記名、捺印した売買契約書を交わすことが義務づけられています。これは宅建業法第34条の2、第34条の3となっております。これに違反すれば業者は1年以内の期間で業務の全部または一部の停止処分を受けます。そのはずで、この契約がなければ他人の土地を宅建業者が勝手に売ることになるからです。

ところが、実際にはこの販売契約書はありません。今泉氏が情報公開条例で市と業者との間で結んだ契約書の提出を求めましたが、提出された書類には宅地の販売を依頼する肝心の販売契約書はありません。出されたのは重要事項説明書と市と買い主が結ぶ売買契約書の作成、説明、押印などを委任する契約書だけです。

また、業者が市に提出した重要事項説明書の取引態様の欄に媒介と記入した業者が13人、代理と記入した業者が14人、何も記入しなかった業者が2人とまちまちの記入をしています。なぜこのようなことが起こるのか。それは市との間に販売契約がなかったからであり、その明らかな証拠なのです。

さらに9月議会の安部議員の質問に、市は業者に媒介を依頼したと答弁しています。しかし、監査委員の事情聴取では実は代理契約だったと言いかえています。販売契約書を交わしていればこんなことは絶対起こり得ません。これを見ても市は宅建業者との間で法に基づく販売契約を結んでいないと思いますが、どうでしょうか。

監査判定は重要事項説明書と土地売買契約書の作成と説明は不動産売買が成立した結果行うものであるから、不動産売買も委任していると

考えるとしています。しかし、これは宅建業法第34条を無視した・・・・・・・・・・。それでも販売契約をしたというのであれば、その契約書を提示してください。以上、明確な答弁を求めます。

次に、市が宅建業者に支払った手数料の問題です。

宅建業法では業者が手数料をもらえるのは、1、さきに上げた売り主との間でその土地・建物を販売する契約を結ぶこと、2、業者はその販売契約に基づいて売るための宣伝、買い手探し、値段の交渉など、実際に販売の努力をすること、3、その努力で契約が成立することの3要件が必要です。

ところが、1の販売契約書がありません。つまり、市は業者に販売を依頼していないことになります。したがって、そもそも販売手数料を支払う理由が発生しません。2についても、その業務は市がやっており、業者はしていません。監査判定では業者が日常の経験を生かし、売り主と買い主を結びつけた、その日常の経験、努力全体が報酬の対象になると認定しています。しかし、実際は市の窓口で受け付けたものを市が業者に通知し、業者は市から委任された重要事項説明書と市と買い主との売買契約書の作成と説明、押印をただけです。これは2という販売行為とは言えません。この程度の業務に代理売買をして成功した場合に支払う最高限度の6%もの手数料を支払うのはまさに違法です。

また、報酬は契約した一つ一つの物件について具体的な努力に対して行われるものであり、業者の日常業務一般に支払われるものではありません。この点からも報酬の支払いは違法です。また、媒介をした場合、依頼者の一方からもらえる報酬の限度額は3%と定められています。国土交通省告示です。ところが、媒介をしたと申告した業者も代理契約をした場合と同じく6%の報酬を支払っており、この点も違法です。

以上、市が宅建業者に支払った手数料がいか  
に違法なものであるかを示しましたが、どうで  
しょうか。間違っているなら根拠を上げて明確  
にお答えください。

次に、市が買い主からは手数料は取らず、市  
が負担すると買い主にも言い、公言しながら実  
は土地代に含め、全額買い主に負担させていた  
問題です。

監査委員は、売買は信義則に基づいて行われ  
たもので有効であると認定しています。しかし、  
これは信義どころから買い主をだまし、欺いた  
背信行為そのものではありませんか。しかも1  
区画平均32万円、合計で926万円という高額な  
負担です。何が信義でしょうか。しかも監査判  
定では手数料は買い主が負担したので、市の損  
失はない。したがって、監査請求は理由がなく、  
棄却するとしています。・・・・・・・・

買い主はこれを承知の上で、しかも直接業者  
に手数料を支払ったものではありません。土地代  
金として市に納め、市はそれを市の会計に入れ、  
市の会計から業者に手数料として支払っている  
のです。しかもそれが違法、不当な支出となれ  
ば市に損害を与えたことは明瞭です。市長はこ  
れをどう考えますか。買い主に欺いたことをお  
わびし、不当に負担させた手数料を返却すべき  
ではありませんか。明確にお答えください。

このほか数々の違法、不当がありますが、今  
回は以上、主要な点を上げました。市は市民を  
欺いてはなりません。まして法律を犯してはな  
りません。間違いがあったら謙虚に反省、謝罪  
し、それを補う措置を講ずるべきです。市長の  
見解をお聞きします。明快にお答えください。

次の質問です。ヨークベニマル撤退について  
です。

ヨークベニマル長井店が2月21日をもって閉  
店、撤退となりました。市民にとっては中心市  
街地にあり、食品、日用品、衣類などが販売さ

れており、大変便利な店舗でしたが、閉店とな  
り、特に高齢者や車や自転車に乗れない方々は  
買い物難民と言ってもいい状態が生まれてしま  
いました。毎日のように多くのお客さんが閉店  
の後の心配をしながら買い物をしていました。  
従業員の方々は多くのお客様から閉店後の買い  
物の心配など、今までお世話になったことのお  
礼の言葉など、ふだんは話などしないのに閉店  
ということで声をかけられていました。そのた  
め従業員は私たちは経営者ではないが、お客様  
の要望に応えられないことに申しわけないと思  
っており、お客様の気持ちを思うと涙が出ます、  
本当にお世話になりましたと話されました。私  
はそんな従業員の言葉を聞いたとき、買い物を  
するお客さんだけではなく、従業員の方たちも  
大変な思いをして閉店を迎えているのだと痛感  
しました。

閉店日の2月21日は閉店を惜しむ多くの買い  
物客が来店していましたが、話すことはやはり  
最後だな、これからどうしようか、困るな、何  
とか同じようなお店が来てほしいなどと口々に  
話されていました。また、閉店後も、困った、  
買い物難民になってしまいました、長井市でも  
何とかしてほしいと、こちらも口々に話され、  
現実に買い物難民ともいうべき方々が生まれて  
しまいました。また、テナントの経営者は早く  
営業ができるようにしてほしい、従業員もいつ  
までもこのままにしてはおけないと心配してい  
ます。

ヨークベニマル長井店は中心市街地にあり、  
27年間営業してきたお店でもあり、長井市にと  
って重要な役割を果たしてきており、企業とし  
ても貢献してきました。しかし、このお店の出  
店により多くの個人のお店が影響を受け、廃業  
や売り上げが減ってきたことも現実にあります。  
また、長年、多くのお客様に利用していただ  
いたお客様の気持ちを思いますと、ヨークベニ  
マルは企業としての責任もあると思いますが、し

かし、企業は利潤追求が第一です。利益が上がらなければ撤退するのが常道になっています。ですから、これらを見据えた対策が必要なのです。困ってばかりで何も対策がないのでは、市民の生活を守ることができません。

そこで方向性が決まるまで、市民の要望、特に高齢者、車や自転車に乗れず、買い物が困難な方々への対策として提案をしたいと思います。それは現在走っている市営バスを利用して買い物をしていただく案です。館町南の郊外の大型店が集まるところや北の大型店まで現在運行している市営バスを利用していただきます。もちろん現在も走っていますが、市営バスは100円で市内を循環しています。買い物となると往復200円がかかります。ですが、買い物のたびに200円は大変です。せっかく売り出しで安くなってもバス賃がかかります。そこで片道分100円をお客さんが負担し、残り片道分の100円は市が50円、お店、大型店が50円と負担して、市民の方は往復100円のバス賃で買い物ができるようにしてはどうでしょうか。それぞれが負担をします。お店は1,000円以上の買い物などと条件を出して限定してもいいかと思います。バスで行く大型店で協力していただければ、ここへのバス賃などの利便性を提供してもお店でもバス賃を負担するのですから、他のお店への不平等性はないと思います。お店にとっても売り上げアップにつながると思います。とりあえず方向性が決まるまでですので、期限を切って大型店に協力していただくようお願いされてはいかがでしょうか。市はこのことを至急に検討すべきだと思います。

12月議会でも質問しておりますが、その後3カ月が経過しております。さまざまな話があり、市民は困惑しております。長井市のまちなかの明かりがなくなり、にぎわいもなくなり、中心市街地活性化に大きく影響します。事実、閉店後のまちなかは車の往来も極端に少なくなり、

人通りもなく、ひっそりとしています。今後、長井市として多くの市民の要望にどのように応えていくのか、この間どのような動きがあったのか、どうなさるのか、しっかりした方向性やお考えをお聞かせください。

次の質問です。市民の健康づくりについて質問いたします。

2月9日の山形新聞に掲載されていた記事ですが、2016年度から5年間の次期県食育、地産地消推進計画について協議する第1回会合が開かれ、その中で食生活の見直しやライフスタイルの多様化に応じた食育の推進などを柱とする骨子案を県が提示しました。学校給食を通した食に対する指導の充実、減塩の重要性を啓発する研修会の開催、食文化に精通した人材の育成、また1日当たりの食塩摂取量、運動習慣がある人の割合などの新たな数値目標を設定する方針を示しています。この計画を5月にも策定するとしています。そうなれば県民の健康づくりが大きく進むと期待しているところです。

そこで長井市の健康づくりについてお伺いします。長井市では食生活を中心に健康づくりの活動をしている食生活改善推進協議会があり、現在128名の会員が食生活改善推進員として、市民の健康づくりに取り組んでいます。その活動は各世代に合った食育活動の推進、健康日本21の目標に向かって健康寿命の延伸に努めるため薄味習慣の減塩運動や運動習慣の定着、また地産地消の推進など、多くの事業に取り組み、ボランティアで頑張っておられます。

2015年度版日本人の食事摂取基準の中に示されている生活習慣病の予防を目的とした塩分摂取目標は、18歳以上の男性が1日8.0グラム、女性は7.0グラム未満が基準とされています。長井市の協議会ではその目標に向け、長年減塩運動に取り組んできました。昨年、協議会では長井市の塩分摂取や野菜摂取の調査にも取り組み、その結果もまとめられました。塩分調査の



争われるものの部分についてはお答えせざるを得ないので、こういった住民監査請求に対して監査の結果が出たわけですが、  
.....  
.....  
.....この趣旨はどういったことでしょうか。  
以上です。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 市長は訴訟だからお答えできないとおっしゃっていましたが、このみずはの問題については、今まで安部議員が9月、それから12月にも質問しております。内容はほとんど同じだと思います。私はそれをもっと詳しくしっかりした第34条の2とか3とか、詳しくそれを申し上げておまして、そして私は.....これを質問しております。私の言ってることは間違ってますでしょうか。今までの経過ということを経理はどのようにお考えになってるのか、そこがちょっと今の反問でおかしいんじゃないかと思えますけれども、訴訟だから、訴訟の部分をお聞きしてるわけではなくて、今までのみずはの郷の宅地分譲に対しての経過、そしてこういうふうになったことに対して、監査委員が監査判定をなさったことに対して市長はどのようにお考えになってるのかということをお聞きしたいということです。趣旨はそのことでございます。

○**渋谷佐輔議長** 内容重治市長。

○**内容重治市長** どういうふうに答えたらいいかな。

結局訴訟で争われるべき論点について、今泉議員はおっしゃってないということですが、  
.....  
.....  
.....それについて本当はこれから裁判で争われるべき内容でございます。それを議場で答えるというのは、これはもう住民訴訟を起こされた以上は、これは当然答弁できませんので、し

たがしまして、その住民監査のことについて、いろいろおっしゃったことについては、私は不適切だと思いましたので、その趣旨がよくわからないという意味でございます。

したがって、ここは一般質問の場ですから、だとしたら住民監査請求に関して監査委員にお聞きになるべきことであって、  
.....  
.....もう住民監査請求でお答えするしかないんですね、今の段階では。したがって、趣旨が明確ではないということから、ちょっとその趣旨をお聞きしたかった。今までは確かに訴訟を起こされてない場合は、住民監査で終わった場合だったらそこでお話しできたわけですが、もう住民監査請求ではなくて住民訴訟を起こしていらっしゃるわけですから、そのことについて議場で答弁することは、今のご質問から聞いて非常に難しいというふうに思ったので、その趣旨をお聞きしたところでございました。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 訴訟ということですが、訴訟というのはまた住民監査請求が棄却されたということに基づいての訴訟ではございますが、訴訟の内容と今、私が申し上げました質問は今までのみずはの郷の売買に関する質問ですので、それをお答えできないということはおかしいんじゃないでしょうか。訴訟とは別です。今までのこの経過の中で内容市長はどう思ってるのかということをお聞きしております。市長が.....とおっしゃいましたけれども、まさにこれは本当に.....信義則に基づいてとおっしゃってましたけれども、信義則どころか本当に私たちが、私のような素人でも考えて、これは違法、不当ということがはっきりしておりますので、そのことについて今までの経過なり市長のお考えをお聞きしたいということで質問をさせてい

ただきました。・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

ですけれども、きょうは市長に質問をしておりますので、市長にお答えいただきたいと思います。  
(「議長」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 1番、議事進行。

○**渋谷佐輔議長** 1番、宇津木正紀議員。

○**1番 宇津木正紀議員** 市長は今泉春江議員の発言に対して・・・・・・・・というふうな発言をして、そこでその回答が得られていないということで、議事進行であります。

○**渋谷佐輔議長** ただいま宇津木正紀議員から、今泉春江議員の一般質問の発言内容について、議事進行上の発言がございました。この発言の取り扱いを協議するため、暫時休憩し、直ちに議会運営委員会を開催します。

なお、再開はブザーをもってお知らせいたします。

午後 2時34分 休憩

午後 3時50分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、先ほどの宇津木正紀議員の議事進行上の発言の取り扱いを協議いたしました。

宇津木議員の発言の趣旨は、今泉春江議員の一般質問の中での不適切な発言内容の削除と謝罪を要求するものであることを議会運営委員会で確認いたしました。その上で今泉春江議員から、先ほどの一般質問の中での発言を取り消し及び訂正し、謝罪したい旨の申し出があります

ので、これを受け取ることといたしました。

8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。

ただいま議事進行がかかりましたことについてご意見を申し上げます。

再開が困難となれば議事進行というか、議会の進行に困りますので、ここは不本意ではありますが、3点について私は訂正したいと思いません。強い言葉で申し上げましたので、おわびを申し上げ、訂正いたします。

1点です。「この判定が余りにも・・・・・・・・・・不公正なものではない・・」ということで、「・・・・・・・・・・」ということを削除いたしまして、「不公正なものではないですか」ということに訂正いたします。

そして2番目です。「しかし、これは宅建業法第34条を無視した・・・・・・・・・・」と申し上げました。「・・」を削除いたしまして、「第34条を無視したものではありませんか」と訂正させていただきます。

そして3番目です。「・・・・・・・・・・」と申し上げた部分は削除をさせていただきます。

以上、おわびいたし、訂正を申し上げます。

○**渋谷佐輔議長** それでは、会議規則第65条の規定に基づき、今泉春江議員からの申し出がありました発言の取り消し及び訂正を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、発言の取り消し、訂正を許可することに決定いたしました。

それでは、今泉春江議員の市政一般に関する質問を続行いたします。

当局の答弁を求めます。

内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 今泉春江議員からいただきまし

た3点につきましてお答えを申し上げます。

まず最初に、みずはの郷分譲にかかわる問題についてでございます。議員からは、市と宅建業者との間で宅地販売について販売契約、売買契約がなされていない問題、また市が宅建業者に払った手数料の問題、そして市が買い主から手数料は取らず、市が負担すると買い主に言い、公言しながら実は土地代に含め、全額買い主負担にさせていた問題ということをご質問をいただきました。

みずはの郷の分譲に関する件につきましては、今泉議員が先ほどお話しされたとおり、11月27日に住民監査請求がなされまして、1月25日に結果が公表されました。その後、2月22日に住民訴訟が起こされ、昨日、山形地方裁判所から第1回口頭弁論期日呼び出し状及び答弁書催告状が訴状とともに届きましたが、内容を精査し、今後の対応について検討していくところでございます。これから訴訟が始まるという状況でございますので、公表されました監査結果の中で触れられているとおりお答えいたします。

まず最初に、市と宅建業者との間で宅地販売について販売契約（売買契約）がなされていないとでございますが、公表された監査結果の第3、監査の結果、（1）監査委員が確認した事実の⑧におきまして、「市は宅建業者それぞれと重要事項説明書と土地売買契約書の作成と内容説明業務を委任する契約を締結している。また、市は宅建業者それぞれと買い主との売買契約に係る手続等についても契約しているが、その中で市が宅建業者に土地売買代金の6%を手数料として支払うことを明記している」と事実の認定をさせていただいております。長井市といたしましては、この契約を今泉議員のおっしゃる必要な契約と考えております。

次に、市が宅建業者に支払った手数料についてでございますが、こちら先ほどの事実認定がございまして契約に基づいてお支払いをしたもの

ですので、違法な支出があったとは考えておりません。

最後の3点目、市が買い主から手数料は取らず、市が負担すると買い主に公言しながら実は土地代に含め、全額買い主負担をさせていたとこのことですが、当時、担当課では宅地の造成分譲に要した費用は土地の販売代金をもってその費用を充てることが通例であると考えており、買い主に対する詳細な説明が不足しておりました。公表された監査結果の第4、意見の④で「買い主に対して販売代金の中に宅建業者の手数料が含まれていることについての詳細な説明が欠けていたことは遺憾である」とあるとおり、この点につきましては、行政として反省すべき点であると考えております。しかしながら、詳細な説明が足りなかったことをもって手数料の支出が違法なものであったとは考えておりません。

続きまして、質問の2点目、ヨークベニマルの撤退についてでございます。議員からは、高齢者、自転車、車に乗れない方の要望にどう応えるか。現在の市営バスを利用して買い物をしていただくというご提案でございます。往復200円かかるものを100円を本人が、そして50円を大規模店舗で、そして50円は市の負担という支援ができないかというような提案でございます。

市営バスの運行においてそのルートの変更、料金変更などは長井市地域公共交通会議、これは会長を副市長がしておりますが、この議論を経て運輸局への届け出が必要になっております。高齢化に伴う交通弱者の増加、高齢者の自転車運転事故の多発などの背景があり、今後市営バスの必要性は高まると思料されます。現在の市営バスにおいては一昨年に大きな見直しを行い、昨年もご利用者の要望にお応えし、運行ルートなどの一部見直しを行っています。しかし、これまで生活移動に自家用車を利用していた方に

とってバス利用になれてないせいか、利用者数はまだまだ想定に至ってない状況でございますが、ミニデイサービスで利用促進を呼びかけたり、「あやめR e p o」で無料試乗券などを発行し、PR活動を行っております。ご利用目的に合った運行、負担の少ない料金体系により利用拡大を図るため、先ほど申し上げた長井市地域公共交通会議でまずは乗車いただきたく、きっかけづくりを検討してまいります。

今泉議員がおっしゃるように、ヨークベニマル本町店の閉店に伴い、買い物が困難な方々がいらっしゃることは容易に想像できるところでございます。現在、運行しております市営バスをご利用いただきますと長井市の南方の館町南の郊外店、これはうめやさん、ヤマザワさん、ヨークさんなどがございます。または北方の郊外店、うめや北店、あるいはサンプラザなどに買い物に利用できる時間帯もございますので、利用保方法についても紹介しながら広報してまいりたいと考えます。

市営バスにご乗車いただくのは買い物のほか通院などの目的もさまざまございますので、議員提案の買い物利用に特化したバス運行では複雑な料金体系となり、市民の皆さんが混乱するおそれもありますので、課題は多いのではないかなと考えております。

なお、全国的には店舗が無料買い物バスを準備し、お客様の利便性を図る取り組みもあるようですので、そのような事例も調査しながら、今後、長井地域公共交通会議で調査検討してまいり、必要であれば次回のダイヤあるいは料金体系の中で検討してまいりたいと思います。

次に、ヨークベニマル長井店撤退でまちなかのにぎわい、中心市街地活性化をどうするのかということと長井市としての今後の方向性はどうかという点でございます。

市街地の中心部におきましては、長く市民の生活を支えてきたスーパーの撤退を市としても

重く受けとめております。今回の撤退についてヨークベニマル側から報告がありましたのは、昨年11月20日のことでもございましたけれども、それ以前から市としても積極的にビルの保有会社である株式会社タウンセンター等との情報交換を行いながら、長井商工会議所やタウンセンターの代表出資者である山形中央信用組合等との協議を重ね、支援を検討しております。

現在の状況については市民の間で新たな出店について交渉中であることから、この場で具体的な状況をお話することは差し控えさせていただきますが、スーパー及びテナントとして1階、2階をフル活用するには、いわゆる売り場面積が5,000平米を越す相当な広さであることから、使い切れない面積部分、例えば2階部分を要請によっては本庁舎以外に分散している市役所機能と、市民から強いご要望をいただいている子供の遊び場等、子育て支援施設、あるいは老朽化が喫緊の課題となっております図書館等の当座の施設、またお年寄りの新たなコミュニティの場として活用できるサロン等として活用していくことも検討してまいりたいと思います。

最後に、市民の健康づくりということでご質問をいただきました。

まず最初に、食生活改善推進協議会のさらなる取り組みの推進への支援についてでございますけれども、食生活改善推進協議会の皆様には地域の方々に食生活の大切さを広めるボランティアとして、日々地域に根差した活動をしていただいと大変感謝してるところでございます。議員からお話がありましたとおり、協議会の皆様には長年にわたり減塩運動や地産地消の推進など、多くの事業に取り組んでいただいております。

今年度、食生活改善推進協議会で実施いただきました塩分・野菜摂取調査の減塩情報をどこから得ているのかの設問に対して、一番多いの

はテレビでしたが、次いで食生活改善推進員から情報を得ているという結果でございました。地域の方との日常の会話の中で研修会等で学んだことを協議会の皆様に普及していただいていることのあらわれであり、改めて感謝申し上げる次第でございます。また、各地区の文化祭では食改コーナーを設置していただき、バランスのとれた食事の展示やレシピの紹介、パンフレットの配布など、本当に多くの方々に食生活の大切さを啓発していただいております。今後もこのような活動を続けていただくために事務局として研修会の開催や活動についての提案等をさせていただきますと思います。

会員数をふやすための取り組みでございますが、まずは食生活改善推進協議会の活動をより多くの方に知っていただくことが大切であると認識しております。今まで以上に市報やホームページ、おらんだラジオなど、さまざまな媒体を通して、生き生きと活動している食生活改善推進員の方々の姿を伝えてまいりたいと考えております。また、今年度の栄養講座では30代の若い方が受講者7名のうち半数、3名いらっしゃいました。今後も若い世代の方に食生活改善推進員として活動していただけるように積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、今泉議員からは糖尿病の予防や治療は毎日の食生活や活動が大きく左右され、重要であるというご指摘をいただきましたが、本市の糖尿病予防対策について申し上げさせていただきます。

平成26年度の特定健診結果を分析したところ、血糖異常者の割合は、県平均が41.9%に対して長井市が37.4%と県平均を下回っているものの、平成21年度から26年度までの6年間の推移を見ますと、県が2.3ポイントの上昇に対して本市は10.1ポイントの上昇と、血糖異常者の割合が急増しております。そのため平成28年度から疾病予防対策といたしまして、糖尿病予防に力を

入れていきたいと考えているところでございます。

取り組みの一つとしては特定健診の糖尿病検査で精度の高い検査を導入し、健康管理の意識づけを図りたいと考えております。従来から行ってきた空腹時血糖検査に加えて、40歳以上の方全員にヘモグロビンA1c検査を追加して実施することにいたしました。健診結果説明会におきましても糖尿病予防をテーマとして取り組み、糖尿病の発症予防や重症化予防に力を入れ、要受診となった方には精密検査を促してかかりつけの先生からご指導いただきたいと思っております。

また、糖尿病予防対策を強化するに当たりまして、内科の先生からご指導いただきましたところ、何よりも運動が大事であるとのことでございました。生活習慣の改善として運動習慣をどのように定着させるかであり、長続きさせるかであるかということでございました。運動習慣を定着させるということはたやすいことではございませんが、その取り組みの第一歩といたしましても来年度から運動普及推進員の方に協力をしていただき、ウォーキング教室を月2回定期的に開催し、市民の方に気軽に参加していただけるよう運動の機会を提供させていただきたいと考えております。その結果、参加された方々から自主グループが生まれ、その輪が広がればというふうに思っております。市民の方に参加してよかった、もっと続けたいと思っただけのものを目指して、運動の習慣づけの事業に取り組んでいきたいと考えてるところでございます。

これらの対策に加えまして……。ちょっと長いな、これ。やはり食生活を通じた対策、食生活の改善が重要であると、急ぎます。認識しておるところでございます。食生活改善推進協議会の皆様にもご支援をいただきながら進めていければと考えているところでございます。

本市で行っている取り組みといたしましては、ながい健康楽校がございます。市民への健康づくりにつきましては、長井市健康増進計画健康日本21ながい第2次に基づいて進めておりますが、健康について楽しく学んでいただくことを目的に毎年ながい健康楽校を開催しております。今年度は県立米沢栄養大学助教授の金谷先生を講師にお招きし、「健康のための食生活」食事メニューを選ぶ力をテーマに栄養についての研修会を開催し、各年代から多数受講していただきました。平成28年度も開催予定ですので、多くの方に受講していただき、食を通して健康について考えるきっかけづくりにしていただければと思っていますところでございます。

最後に、市民の健康づくりの推進のために栄養士の待遇改善についてでございます。

行政栄養士の配置に関しましては、平成25年4月11日付で山形県健康福祉部長から市町村長宛てで、地域における行政栄養士による地域づくり及び栄養・食生活の改善についてという通知が出されております。これは厚生労働省が都道府県知事に宛てて提出している同名の通知を受けて市町村長に出したものであり、内容は、都道府県及び市町村は健康づくりや栄養・食生活改善の重要な担い手である行政栄養士が優先されるべき施策の企画、実施及び評価を行うことができる体制を整備すること、健康づくり、母子保健、介護予防及び介護保険、国民健康保険等の地域保健対策の推進のための業務を担当する部門に地域の実情に応じ、行政栄養士を配置するよう努めること。栄養士に対する現任教育を実施することを求めるものでございます。

議員からお話ございましたように、昨年1月15日付で県の栄養士会と国の日本栄養士連盟山形支部の連名で長井市長及び長井市議会議長宛てに、管理栄養士（行政栄養士）を正職員として配置するよう要望書が提出されております。現在、本市では管理栄養士1名を臨時職員とし

て採用し、健康課に配置しているところでございますが、業務内容についてはご承知のとおりだと思います。置賜3市5町のうち管理栄養士を配置しているのは米沢、南陽、高畠、川西、長井の3市2町でございます、このうち長井市以外は正職員として採用しておりますので、今後のことにつきましては、いずれ正職員として採用の道を開かなきゃいけないというふうに思っておりますが、管理栄養士に対する行政需要等々を精査して、その上でどういう雇用形態が望ましいかなどを検討してまいりたいと。いずれは正職員化も必要なんではないかと検討してるところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 8番、今泉春江議員。

○**8番 今泉春江議員** 反問などで時間をとりましたので、再質問の時間がなくなりました。

まず、みずはの問題ですけれども、これは法的なことは今、訴訟ということで市長のほうからも話がありましたので、訴訟の中ではっきりすると思います。しかし、これは長井市政の問題でありますから、やはり今後も私は議会の中で討論というか、議論をしてまいりたいと思います。

そしてヨークベニマル問題ですけれども、車や自転車に乗れない方の買い物ということでご提案申し上げましたけれども、これは今後、検討する問題でなくて、本当に今々の問題ですので、ぜひここはそういう方たちの、買い物難民のために、買い物難民って言っちゃ失礼ですけども、なった方のためにぜひ検討していただきたい。当分の間ということをお願いしたいと思います。本当に今お会いする高齢者の方、それからやっぱり車に乗れない方、今は冬ですので、自転車も乗れませんので、やはり歩いて向こうまで買い物に行くというのは本当困難でございます。今あるバスを利用してということですので、ぜひここは思い切って次の方向性が決まるまでの間、市もそこは緊急に対応すべきではな

いかと思います。そのことを申し上げ、私の質問を終わります。

○**渋谷佐輔議長** ここでお諮りいたします。

本日の一般質問の予定者は5名であります。定刻の5時を過ぎることとなりますが、本日の会議時間を延長することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

### 赤間瀧広議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位5番、議席番号10番、赤間泰広議員。

(10番赤間泰広議員登壇)

○**10番 赤間瀧広議員** 公明党の赤間泰広でございます。本日最後の一般質問となりました。いましばらくの間おつき合いのほどをよろしくお願い申し上げます。

迎える3月11日、東日本大震災の発災から丸5年を迎えます。この5年間、公明党は被災3県に国会議員や地方議員が入り、被災地との連携を強め、被災者の声を国政に届け、未曾有の大災害からの復興を力強くリードしてきました。

被災地では、立党精神に根差した公明党の現場主義が光っています。例えば宮城県本部では、5回にわたって仮設住宅入居者へのアンケートを実施、お風呂の追い炊き機能の設置など、住環境の改善を進めてきました。また、全国で地方議員同士が連携し、宮城・岩手両県の瓦れき処理を進めたほか、福島県本部と都議会公明党が力を合わせて福島への旅行費用の一部を東京都が助成する被災地応援ツアーなども実現しま

した。

被災地に響く復興のつち音とともに、インフラや住宅の整備は着実に進んでいますが、今なお17万4,000人もの方々が避難生活を余儀なくされ、風化と風評という2つの風の闘いが続いていることを忘れてはいけません。公明党は4月から始まる次の5年間の復興創生期間を前に、3月12、13日の両日、被災3県本部ごとに復興会議を開催し、復興加速へ向け決意を新たに出発いたします。被災者が希望を持ち、一人一人が心の復興、人間の復興を遂げるその日まで、徹して寄り添い、闘い抜いてまいる決意であります。

それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1点目は、バイオマス発電による排熱利用についてであります。

平成29年春の稼働を目指して動き出しているこのバイオマス発電は、林業再生及び地域再生の視点から見て急がれる地方創生の切り札と期待されております。バイオマス発電自体、大変意義深い事業でありますけれども、最終エネルギー消費の5割は熱であり、電力は4分の1から3分の1にすぎないと、現在でも給湯や暖房、農業施設、産業用プロセス熱など、さまざまな場面で大量の化石燃料が消費をされており、これらは基本的にはバイオマスに代替可能なものであります。熱利用であれば地域に存在する木材を利用しますので、輸送コストも抑えることができ、化石燃料の高騰から価格競争力も高まっており、ユーザーにとっても排熱利用というメリットが大きいエネルギー資源ではないかと考えます。バイオマス発電事業の進捗状況と検討課題、今後の排熱利用の展開についてお尋ねいたします。

次に、2点目の小型家電の回収事業についてであります。

この事業に対する市民の皆様から大変よい事